

平成31年度税制改正の概要（車体課税）

➤ 自動車税の恒久減税（減収額：▲1,320億円程度）

- ・ 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。
- ・ 税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。

➤ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（増収額：270億円程度）

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。

➤ 地方税財源の補てん

自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん。

- ・ エコカー減税の見直し（前述）

- ・ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ

現行407/1000⇒平年度（平成47年度(2035年度)～）490/1000

- ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

揮発油税税率 48,600円/k1（現行）⇒48,300円/k1（平成46年度(2034年度)～） ▲300円/k1

地方揮発油税税率 5,200円/k1（現行）⇒ 5,500円/k1（平成46年度(2034年度)～） +300円/k1

➤ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。